

東白川CATV利用休止届

平成 年 月 日

東白川村長様

東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例第21条の規定により利用の休止を届け出ます。

加入者	お名前	
利用者	フリガナ	
	お名前	印
	住所	〒
	電話	
休止する理由		
利用休止日	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	

記入上の注意

- (1) 利用者が法人にあつては、法人名、代表者氏名を記入してください。
- (2) 利用の開始にあつて、村営住宅以外で利用を再開する場合は、1,500円の工事費が必要となります。